

吸収合併契約に関する事後開示書面

2020年9月29日

株式会社みらいワークス

2020年9月29日

東京都港区東新橋二丁目8番1号7階
株式会社みらいワークス
代表取締役 岡本 祥治

吸収合併に関する事後開示書面

(存続会社／会社法第801条第1項及び会社施行規則第200条に基づく事後備置書面)

株式会社みらいワークス及び株式会社スキルシフトは、2020年8月19日にて、締結した吸収合併契約に基づき、2020年9月29日を効力発生日として、株式会社みらいワークスを吸収合併存続会社、株式会社スキルシフトを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という）を行いましたので、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に基づき下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020年9月29日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、2020年8月28日付で官報に公告を行うとともに、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求（会社法第796条の2）

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併の要件を満たすため、当社に対し、差止を請求することができる株主はおりません。

(2) 反対株主の買取請求（会社法796条第3項、同法第797条）

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併の要件を満たすため、当社に対し、株式の買取りを請求することができる反対株主はおりません。なお、当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定により、2020年8月28日付の電子公告において、株主に対し、本合併に対する公告を行っております。

また、会社法796条第3項に基づき本合併に反対する旨を述べた株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）

吸収合併存続会社は、2020年8月28日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2020年10月9日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併契約に関する事前開示書面

2020年8月28日

株式会社みらいワークス
株式会社スキルシフト

2020年8月28日

各位

東京都港区東新橋二丁目8番1号
株式会社みらいワークス
代表取締役 岡本 祥治

東京都港区東新橋二丁目8番1号
株式会社スキルシフト
代表取締役 岡本 祥治

株式会社みらいワークス及び株式会社スキルシフトによる吸収合併に係る事前開示

(存続会社／会社法第794条第1項及び会社施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(消滅会社／会社法第782条第1項及び会社施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社みらいワークス（以下「甲」という）及び株式会社スキルシフト（以下「乙」という）は、2020年8月19日、それぞれ取締役会の決議を経て、両社の合併（以下「本件合併」という）に係る吸収合併契約を締結いたしました。よってここに本件合併に係る事前開示をいたします。

なお、本件合併は、存続会社である甲においては同法第796条第2項に定める簡易吸収合併、消滅会社である乙においては会社法第784条第1項に定める略式吸収合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（会社施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、第 191 条第 3 号）

（1）吸収合併消滅会社である乙の計算書類等に関する事項

乙の成立の日における貸借対照表は別紙 2 のとおりです。なお、確定した最終事業年度はありません。

（2）吸収合併存続会社である甲の最終事業年度に係る計算書類等

甲の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 3 のとおりです。

5. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社施行規則第 182 条第 1 項第 5 号、第 191 条第 6 号）

本件合併効力発生時点における甲の資産の額は、負債額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後における甲の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本件合併後における甲の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙1

吸 収 合 併 契 約 書



吸収合併契約書

株式会社みらいワークス（以下、「甲」という。）と株式会社スキルシフト（以下、「乙」という。）は、両者の合併（以下、「本件合併」という。）に関して以下のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として吸収合併を行う。

第2条（当事会社の商号及び住所）

合併当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号 株式会社みらいワークス

本店 東京都港区東新橋二丁目8番1号7階

(2) 吸収合併消滅会社

商号 株式会社スキルシフト

本店 東京都港区東新橋二丁目8番1号7階

第3条（効力発生日）

本件吸収合併の効力発生日は、2020年9月29日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、本件合併では乙の株主に対して新株の割当その他一切の対価を交付しない。

第5条（権利義務の承継）

甲は、効力発生日における乙の当該事業に関する資産、負債及びこれに付随する権利義務の一切を承継する。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な

影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第7条（合併形態）

本合併は甲において会社法第796条第2項に定める簡易吸収合併、また、乙においては、会社法第784条第1項に定める略式吸収合併に該当することを甲乙相互に確認する。

第8条（合併契約承認取締役会）

1. 甲は、2020年8月19日に開催される取締役会において、本契約の承認に関する決議を求める。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により必要あるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、2020年8月19日に開催される取締役会において、本契約の承認に関する決議を求める。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により必要あるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときもしくは重大な瑕疵が発見されたときは、甲乙協議の上合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は第8条に定める甲及び乙の吸収合併契約承認取締役会における承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて、甲乙協議の上定める。

（以下余白）

本契約の成立の証として、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

2020年8月19日

甲：東京都港区東新橋二丁目8番1号7階

株式会社みらいワークス

代表取締役 岡本 祥治



乙：東京都港区東新橋二丁目8番1号7階

株式会社スキルシフト

代表取締役 岡本 祥治



別紙2

貸借対照表

(2019年10月1日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	20,000	株主資本	20,000
現金及び預金	20,000	資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		純 資 産 合 計	20,000
資 産 合 計	20,000	負 債 及 び 純 資 産 合 計	20,000

別紙3

第8期計算書類

自 2018年10月1日から
至 2019年9月30日まで

株式会社みらいワークス

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,299,853	流動負債	634,241
現金及び預金	892,074	買掛金	490,613
売掛金	395,299	未払金	48,561
前払費用	11,873	未払費用	11,626
その他	605	未払法人税等	17,440
		未払消費税等	22,925
固定資産	83,127	預り金	18,490
有形固定資産	18,020	賞与引当金	20,603
建物	10,683	その他	3,980
工具、器具及び備品	14,878		
減価償却累計額	△7,541	負債合計	634,241
無形固定資産	16,670	純 資 産 の 部	
商標権	233	株主資本	748,739
ソフトウェア	11,036	資本金	200,495
ソフトウェア仮勘定	5,400	資本剰余金	180,495
投資その他の資産	48,437	資本準備金	180,495
出資金	50	利益剰余金	368,228
長期前払費用	14,870	その他利益剰余金	368,228
繰延税金資産	9,534	繰越利益剰余金	368,228
敷金	23,982	自己株式	△480
		純資産合計	748,739
資産合計	1,382,981	負債及び純資産合計	1,382,981

損 益 計 算 書

(自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,596,455
売上原価		2,851,955
売上総利益		744,500
販売費及び一般管理費		615,631
営業利益		128,868
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	1	
雑収入	4,632	4,640
経常利益		133,509
税引前当期純利益		133,509
法人税、住民税及び事業税	43,037	
法人税等調整額	△901	42,135
当期純利益		91,373

株主資本等変動計算書

(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金合 計			
				繰越利益剰 余金				
2018年10月1日 残高	194,893	174,893	174,893	276,854	276,854	△171	646,469	646,469
事業年度中の変 動額								
新株の発行 (新株予約権の 行使)	5,602	5,602	5,602				11,205	11,205
当期純利益				91,373	91,373		91,373	91,373
自己株式の取 得						△308	△308	△308
事業年度中の変 動額合計	5,602	5,602	5,602	91,373	91,373	△308	102,270	102,270
2019年9月30日 残高	200,495	180,495	180,495	368,228	368,228	△480	748,739	748,739

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績が無いこと、貸倒懸念債権が存在しないことより、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(4) 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	650,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	650,000千円

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 1,228,800株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 106株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 125,550株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	6,308
資産除去債務	374
未払事業税	1,653
その他	1,197
繰延税金資産合計	9,534

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

買掛金、未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

イ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	892,074	892,074	—
(2) 売掛金	395,299	395,299	—
資産計	1,287,374	1,287,374	—
(1) 買掛金	490,613	490,613	—
(2) 未払金	48,561	48,561	—
負債計	539,175	539,175	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	892,044	-	-	-
売掛金	395,299	-	-	-
合計	1,287,343	-	-	-

7. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	609円38銭
1株当たり当期純利益金額	74円65銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(合併会社の設立及び事業譲受)

当社は、2019年10月1日開催の臨時取締役会において、株式会社grooves（以下「grooves社」という。）との間で、新たな事業開始のため、地域副業サービス等の運営を目的とした合併会社である株式会社スキルシフト（以下「スキルシフト」という。）を設立し、grooves社よりSkill Shift事業を譲受けることについて決議いたしました。なお、スキルシフトは当社の連結子会社となります。

(1) 目的

① 事業内容

当社とgrooves社は、地域共生社会を実現することを目的とした合併会社スキルシフトを設立し、地方貢献副業サービスの提供事業を開始することに合意いたしました。

② 当該事業開始及び合併の理由

当社は主要事業としてプロフェッショナル人材向けサービス事業を行っておりますが、昨今の人材不足及び働き方改革を背景に、着実に事業活動を推進しております。

grooves社は、地方貢献副業サービスの提供事業である「Skill Shift事業」を展開しております。

この度、スキルシフトは、grooves社より「Skill Shift事業」を譲受けし、事業を開始いたします。

「Skill Shift事業」は、都市×地方による副業イノベーションプラットフォームであり、各地方の中小規模企業と何かしらの地方貢献を望む首都圏人材を、副業でマッチングさせ、当社グループとしてプロフェッショナル人材を囲い込むと共に、国や地方公共団体が取組んでいる地方創生事業と連携し、事業拡大とブランド力の向上を図ってまいります。

(2) 合併会社の概要

名称	株式会社スキルシフト
所在地	東京都港区東新橋2-8-1
事業内容	地域貢献副業サービスの運営ほか関連付帯する事業
資本金	10,000千円
設立	2019年10月1日
取得する株式の数	1,602株
取得価額	16,020千円
出資比率	当社 80.1% grooves社 19.9%

(3) 事業譲受

① 事業譲受の概要

イ 譲受先企業の名称及びその事業内容

譲受先企業の名称 株式会社grooves

事業内容 インターネットを活用した総合人材サービス業

ロ 事業譲受を行う主な理由

(1)に記載のとおり

ハ 事業譲受日

2019年10月10日

ニ 法的形式

現金を対価とする事業譲受

② 譲受事業の取得原価

11,000千円

③ 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額

算定中であります。

④ 主要な取得関連費用の内訳及び金額

算定中であります。

⑤ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

算定中であります。

10. その他の注記

該当事項はありません。